

上越市財務規則（契約部分抜粋）

第7章 契約

第1節 通則

（適用の範囲）

第133条 売買、貸借及び請負その他の契約は、法律又はこれに基づく政令に別の定めのある場合のほか、この章の定めるところによる。

（契約に関する事務）

第134条 契約検査課長及び用地管財課長（以下「契約担当課長」という。）は、市の契約に関する事務を行うものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、課長等にその事務の一部を行わせることができる。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第134条の2 上越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年上越市条例第126号）第2条第9号に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 仮設建築物の賃貸借契約
- (2) 厨房機器^{ちゅう}の賃貸借契約
- (3) 長期継続契約により借り入れる物品の保守管理に関する委託契約
- (4) その他契約検査課長が別に指定する契約

（契約の方法等）

第135条 契約担当課長は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、次項、第3項又は第5項に規定する場合を除き、一般競争入札に付さなければならない。

2 次の各号に該当する場合においては、指名競争入札に付することができる。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札によることが不利と認められるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、競争に付さずに随意による契約（以下「随意契約」という。）を締結することができる。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第4左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める金額を超

えないものとするとき。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。

(3) 次に掲げる施設等において製作された物品を買い入れる契約をするとき。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス施設」という。）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第25項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）

エ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（以下「小規模作業所」という。）

(4) 次に掲げる施設等から役務の提供（キに掲げる団体に係る役務の提供にあっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体（以下「母子・父子福祉団体」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供に限る。）を受ける契約をするとき。

ア 障害福祉サービス施設

イ 障害者支援施設

ウ 地域活動支援センター

エ 小規模作業所

オ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合

カ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定するシルバー人材センター

キ 母子・父子福祉団体

(5) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3の規定により市長

の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

- (6) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (7) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (8) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (9) 競争入札に付し入札者がいないとき又は再入札に付し落札者がいないとき。
- (10) 落札者が契約を締結しないとき。

4 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前に、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後に、契約の相手方となった者の氏名（法人の場合は、その名称）、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表すること。

5 動産の売払いで当該契約の性質が競り売りに適しているときは、競り売りの方法により契約を締結することができる。

（契約書の作成）

第136条 契約担当課長は、競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、直ちに契約書を2通作成し、相互に交換しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 物件の売払いの場合において、買主が直ちに代金を納めてその物件を引き取る時。
- (2) 電力、ガス、水道及び電信電話等の供給契約又は使用契約をする時。
- (3) 官公署その他これに準ずる機関と契約する時。
- (4) 競り売り及び売価表示販売をする時。
- (5) 前条第3項第1号に規定する契約をする時。

2 契約担当課長は、前項第5号に該当する場合に契約書の作成を省略するときは、契約の適正な履行を確保するため契約の相手方に請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない。ただし、別に定める要件に該当するときは、この限りでない。

（契約書の記載事項）

第137条 前条の規定により、契約担当課長が作成すべき契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的

- (2) 契約金額
- (3) 契約履行期限及び場所
- (4) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (5) 契約保証金の額
- (6) 債権債務の譲渡に関する事項
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における契約の解除、遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 危険負担
- (9) かし担保責任
- (10) 契約に関する紛争解決の方法
- (11) 監督及び検査
- (12) その他必要な事項
(契約保証金)

第138条 契約担当課長は、契約の相手方に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、第140条の規定による仮契約の場合にあっては、この限りでない。

2 前項の保証金の納付は、契約金額の100分の10以上に相当すると認められる第201条第1項に規定する有価証券をもって代えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、契約保証金の率又は額について、他の条例又は規則に定めがあるときは、当該他の条例又は規則に定める率又は額とする。

4 第1項の保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、保証すべき契約の契約保証金の額でなければならない。

- (1) 銀行その他市が確実と認める金融機関の保証
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

5 契約担当課長は、第1項本文の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 施行令第167条の5及び第167条の11の規定に基づき別に市長が定める資格を有する者が契約の相手方であり、その者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類

及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国、地方公共団体その他公法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人と契約を締結するとき。

6 契約保証金は、契約の相手方が契約条項に定める義務を履行したときに還付する。

(契約保証金の受入れ及び払出しの手続)

第139条 契約保証金の受入れ及び払出しの手続については、収入及び支出の例による。

(仮契約書の作成)

第140条 契約担当課長は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年上越市条例第69号）の規定により議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、一般競争入札又は指名競争入札の落札者に対し、当該契約は議会の同意を得たときには本契約として認められる旨の契約（以下「仮契約」という。）に関する書類を作成し、契約の相手方と相互に交換しなければならない。

2 契約担当課長は、前項の場合において議会の議決があったときは、速やかにその旨を落札者に書面をもって通知しなければならない。

(違約金の徴収)

第141条 契約担当課長は、契約の相手方がその責に帰すべき事由により契約期間内に契約を履行しない場合は、契約の定めるところにより、市長の決裁を受けて遅延日数1日につき契約金額の1万分の4以上の割合で違約金を徴収することができる。

2 前項の違約金は、契約の相手方に支払うべき代金又は契約保証金を相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(契約の解除)

第142条 契約担当課長は、契約の相手方が次の各号に掲げる事項に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 期限若しくは期間内に契約を履行しないとき又は履行する見込がないと認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに契約の履行に着手しないとき。
- (3) 契約の解除の申出をしたとき。

(4) 契約の履行の確保又は確認をするために行う監督又は検査に際し、当該契約の相手方若しくはその代理人又は支配人その他の使用人が監督又は検査を行う者の職務の執行若しくは指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 契約の解除は、書面をもってしなければならない。ただし、第136条第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略した場合は、この限りでない。

(監督及び検査)

第143条 課長等は、工事又は製造その他についての請負契約が締結されたときは、自ら又は補助者に命じて契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他適切な方法により監督しなければならない。

2 契約の相手方は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を履行したときは、速やかにその旨を課長等に届け出なければならない。

3 契約検査課長又は課長等は、前項の届出があったときは、直ちに自ら又は工事検査員若しくは補助者に命じてその受ける給付の完了の確認をするため、設計書又は仕様書その他関係書類に基づいて必要な検査を行わなければならない。

4 契約検査課長又は課長等は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により前項の職員によって検査をすることが困難であり、又は適当でないとき認めるときは、職員以外の者に委託して検査をさせることができる。契約の履行を確保するための監督についても、また同様とする。

(検査調書の作成)

第144条 契約検査課長又は課長等から検査を命ぜられた工事検査員又は補助者は、前条第3項の規定に基づく検査を完了した場合には、検査調書を作成しなければならない。ただし、別に定める要件に該当するときは、検査調書の作成を省略することができる。

2 前項の規定により契約検査課長又は課長等から検査を命ぜられた工事検査員又は補助者は、検査調書を作成した場合には、当該検査を命じた契約検査課長又は課長等に検査調書を提出しなければならない。

3 収支命令職員は、第1項の規定による検査調書によらなければ当該契約に係る経費について支出命令をしてはならない。ただし、同項ただし書の規定により検査調書の作成を省略するときは、請求書又は支出調書で検査した旨を記載をすることをもって、検査調書に代えることができる。

(部分払)

第145条 収支命令職員は、契約の定めるところにより、工事若しくは製造その他につい

ての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れの契約に係る既納部分に対して、その完済又は完納前にその代金の一部を支払うことができる。

- 2 前項の支払金額は、工事又は製造その他の請負についてはその既済部分に対する代金の額の10分の9、物件の買入れについてはその既納部分に対する代金の額を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又はその他についての請負契約に係る完済部分に対しては、その代金の全額までを支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払をする場合にあっては、契約の相手方が当該支払の対象となる物件について危険負担をする旨を契約書に明記しなければならない。
- 4 予算執行職員は、第1項の規定により部分払をしようとするときは、契約の相手方から一部履行届を提出させなければならない。
- 5 第143条第3項及び前条の規定は、前項の一部履行届の提出があった場合に準用する。

第2節 一般競争入札

(入札の公告)

第146条 契約担当課長は、一般競争入札に付そうとするときは、入札期日の前日から起算して、次の各号に掲げる期間をおいて公報、新聞又はその他の方法により公告しなければならない。ただし、契約担当課長がやむを得ない理由があると認めるときは、第2号及び第3号の期間を5日以内に限り、短縮することができる。

- (1) 予定価格が500万円未満のものは1日以上
- (2) 予定価格が500万円以上5,000万円未満のものは10日以上
- (3) 予定価格が5,000万円以上のものは15日以上

(入札について公告する事項)

第147条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び日時に関する事項
- (3) 入札及び開札の場所及び日時
- (4) 競争加入資格の制限をしたときは、その制限
- (5) 入札に参加する資格を有することについて課長等の確認を受けなければならない旨
- (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (7) 入札保証金に関する事項
- (8) 入札に当たっては、上越市財務規則の各条項を尊重しなければならない旨
- (9) その他必要な事項

(契約担当課長等の責務)

第148条 契約担当課長又は課長等は、入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が契約条項その他関係書類及び現場等を熟知する等により入札価格を決定するために必要な便宜を図るよう努めなければならない。

(入札保証金等)

第149条 入札者は、現金又は第201条第1項各号に掲げる有価証券をもって、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、契約担当課長があらかじめ指定する日までに歳入歳出外現金等納付書（電子入札の場合にあっては、書留郵便又はこれに準ずると市長が認める方法（以下「書留郵便等」という。）により、会計管理者に対し納入しなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付があったときは、会計管理者は、歳入歳出外現金等領収証書を当該入札者に交付しなければならない。

3 契約担当課長は、一般競争入札を執行しようとするときは、入札者をして前項の規定により交付を受けた歳入歳出外現金等領収証書を提示させ、その確認をしなければならない。ただし、第156条第1項ただし書の規定による入札（以下「郵便等による入札」という。）及び電子入札の場合にあっては、当該歳入歳出外現金等領収証書の確認を要しない。

(入札保証金の免除)

第150条 前条の規定にかかわらず、契約担当課長は、次の各号のいずれかに該当する場合については、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。ただし、この場合にあつては、該当する入札者の全部について入札保証金の全部又は一部の納付が免除されなければならない。

(1) 入札者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 競争入札に付する場合において、入札者が施行令第167条の5及び第167条の11の規定に基づき市長が別に定める資格を有する者で契約を締結しないこととなるおそれがないものであると認められるとき。

(入札保証金の還付)

第151条 入札保証金は、開札（再入札の開札を含む。）完了後入札者から歳入歳出外現金等還付請求書の提出を受けて還付する。ただし、落札者の納付した入札保証金は、当該契約について契約書を交換したときにおいて契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

2 第140条第1項の規定により仮契約を締結した者が納入した入札保証金は、当該契約について議会の同意が得られなかった場合においては、同条第2項の規定による通知をす

るときに還付するものとする。

(入札保証金の受入れ及び払出しの手続)

第152条 入札保証金の受入れ及び払出しの手続については、収入及び支出の例による。

(予定価格の作成等)

第153条 予算執行職員(契約検査課において契約に関する事務を行う場合にあっては、市長又は第3条の規定により市長の権限を専決する副市長、財務部長若しくは契約検査課長。以下この条において同じ。)は、一般競争入札により支出の原因となる契約をしようとするときは、当該事項に関する仕様書及び設計書等により、入札に付する事項の予定価格を定めなければならない。

- 2 予算執行職員は、予定価格を定めたときは、市長が別に定める予定価格書(以下「予定価格書」という。)に記載し、それを封筒に入れて封印し、保管しなければならない。
- 3 予算執行職員は、前項の規定にかかわらず、市長が定めるところにより、入札に付する前に予定価格を公表することができる。この場合においては、予定価格書を封筒に入れて封印することを要しない。
- 4 契約担当課長は、予定価格書を入れた封筒(前項の規定により予定価格書を封筒に入れて封印しなかった場合にあっては、予定価格書)を開札の際、開札場所に置かなければならない。
- 5 予算執行職員は、一般競争入札により収入の原因となるような契約を締結しようとするときは、当該契約の目的物についてあらかじめ予定価格を設け、これを第146条の規定による公告において明らかにすることができる。

(予定価格の決定方法)

第154条 前条第1項の規定による予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給及び使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(落札価格の制限)

第155条 一般競争入札により、工事又は製造の請負契約をしようとする場合において、最低制限価格を設けようとする場合には、第153条第1項から第4項までの規定を準用する。

- 2 前項により最低制限価格を設けたときは、第146条の公告においてその旨を明らかにしなければならない。

(入札の方法)

第156条 入札は、指定の日時及び場所において、入札書を提出することにより行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、入札書を書留郵便等で提出して行うことができる。

2 郵便等による入札をするときは、封書の表に「何々入札書在中」と朱書しなければならない。

(電子入札の方法)

第156条の2 前条の規定にかかわらず、契約担当課長は、入札を電子入札の方法により行わせることができる。

2 電子入札に参加する者は、前条第1項の入札書の提出に代えて、電子入札システムに入札金額その他必要な事項を入力することにより入札しなければならない。

(代理入札)

第157条 契約担当課長は、代理人に入札に関する行為をさせようとする者に対しては、契約担当課長が別に定める方法により代理権を確認することができる場合を除き、入札開始日時までに委任状を提出させ、代理権について確認しなければならない。

(入札価格の表示効力等)

第157条の2 総額をもって落札を定める場合においては、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。単価をもってこれを定める場合において、その総額に誤りがあるときも、また同様とする。

2 契約検査課長は、総額をもって定める落札の内訳に不相当と認めることがあるときは、落札者にこれを訂正させなければならない。

(入札の時期)

第158条 入札は、公告した入札開始日時から入札締切日時までの間に契約担当課長の指示に従い行わなければならない。

2 入札者は、契約担当課長の入札開始日時及び入札締切日時の認定に対して異議を申し立てることができない。

(開札)

第159条 契約担当課長は、入札が終わったときは、入札締切日時経過後直ちに公告で示した場所で、入札者（入札者が立ち会わない場合（ただし書の規定により入札者の立会いを要しない場合を含む。）にあっては、当該入札事務に関係のない職員）の立会いの上開札しなければならない。ただし、郵便等による入札及び電子入札の場合は、入札者の立会いを要しない。

- 2 入札者は、その提出した入札書（電子入札の場合にあっては、電子入札システムに入力した事項）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 契約担当課長は、第1項の規定による開札により落札者が決定したときは、電子入札以外の方法による入札の場合にあってはその場で直ちに出席者に公表するとともに、落札者に対して口頭又は書面により、電子入札による入札の場合にあっては電子入札システムを使用して通知しなければならない。
- 4 契約担当課長は、入札の結果について第1項に規定する立会職員の確認を受けて入札調書を作成しなければならない。

（無効入札）

第160条 契約担当課長は、次の各号のいずれかに該当する入札は無効として取り扱うものとする。

- (1) 入札に参加するに必要な資格のない者のした入札又は第157条の規定による代理権の確認を受けない代理人がした入札
- (2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が第149条第1項に規定する額に達しない者がした入札
- (4) 郵便等による入札であって、公告で別に指定しない場合において入札開始日時までに到着せず、又は書留郵便等以外の方法によった入札
- (5) 電子入札であって、第158条第1項の入札締切日時までに入札金額その他必要な事項が電子入札システムにより市の使用に係る電子計算組織に記録されないもの
- (6) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 脅迫その他不正の行為によってした入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

2 契約担当課長は、入札者が不当に価格を競り上げ、又は競り下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認めるときは、その入札の全部を無効とすることができる。

3 入札の効力は、契約担当課長が決定する。この場合において、入札者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合）

第161条 契約検査課長は、施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときには、当該最低価格をもって申込みをした者と契約を結ぶことにより、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める理由又はその者と契約を締結することが公正な取引

の秩序を乱すおそれがあると認める理由を付して市長の承認を受けなければならない。

- 2 契約検査課長は、前項の措置をとるに当たっては、市長があらかじめ指定する専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

(入札の打切)

第162条 落札者の決定後、郵便等による入札及び電子入札以外の方法による入札の場合にあつてはその場で直ちに、郵便等による入札及び電子入札の場合にあつては第159条第3項の規定による通知を受けた後に当該落札者が入札の取消しをする旨申し出たときは、当該落札者以外に落札者となるべき価格を入札した者があつても、その者を落札者としな

(再入札)

第163条 契約担当課長は、初度の入札において落札者がいない場合にその差額が僅かであると認めるときは、入札条件を変更しないで電子入札以外の方法による入札の場合にあつてはその場で直ちに、電子入札の場合にあつては契約担当課長が入札の時期を指定して再入札に付することができる。ただし、再入札は2回を限度とする。

- 2 再入札の場合の入札保証金は、第149条の規定にかかわらず、初度の入札において納付した額とする。
- 3 初度の入札において郵便等による入札をした者並びに初度の入札及び第1回の再入札において第160条の規定に該当する無効入札をした者は、再入札に加わるができない。
- 4 契約担当課長は、再入札に付そうとするとき、その旨並びに前項の規定により再入札に参加できない者並びに入札開始日時及び入札締切日時をあらかじめ電子入札以外の方法による入札の場合にあつては口頭又は書面で、電子入札の場合にあつては電子入札システムを使用して、当該再入札に参加しようとする者に公表しなければならない。

(入札中止等)

第164条 契約担当課長は、不正が行われるおそれがあると認めるとき又は天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

- 2 契約担当課長は、前項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期したときは、速やかにその理由及びその旨を入札の公告と同様の方法により公告しなければならない。この場合において、電子入札により入札した者に対しては、併せて電子入札システムを使用して通知しなければならない。
- 3 契約担当課長は、第1項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期した場合において、郵便等による入札が到着したときは、開札しないで直ちにこれを返送しなければならない。

らない。

(公告期間の短縮)

第165条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、更に入札に付そうとするときは、第146条第1項ただし書の規定を準用する。

第3節 指名競争入札

(指名競争参加人数)

第166条 契約担当課長は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指名しなければならない。

(指名通知)

第167条 契約担当課長は、前条の規定により相手方を指名したときは、第146条の規定に準じ、相当の見積期間において第147条各号に掲げる事項を指名した者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第168条 指名競争入札に関しては、前2条に定めるものを除いては、一般競争入札に関する規定を準用する。

第4節 随意契約

(随意契約の手続)

第169条 契約担当課長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体と契約しようとするとき、生鮮食料品等で見積書を徴する暇がないとき、官報その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要がないとき又は市長が別に定めるときは、この限りでない。

2 契約担当課長は、随意契約をする場合においては、経費執行伺にその根拠規定を記載しなければならない。

(予定価格の決定)

第170条 随意契約をしようとするときは、あらかじめ第153条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、官報その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要がない場合は、当該価格を予定価格とすることができる。

2 契約担当課長は、前項ただし書に規定する場合その他市長が別に指定する要件に該当する場合は、予定価格書の作成を省略することができる。この場合において、契約担当課長は、市長が別に定める書面に予定価格を記載しなければならない。

(随意契約の相手方)

第171条 施行令第167条の4に該当する者は、随意契約の相手方とすることができる。

い。

第5節 競り売り

(競り売り)

第172条 用地管財課長は、動産の売払で当該契約の性質が競り売りに適している場合には、一般競争入札の規定に準じて競り売りに付することができる。

第6節 建設工事の特例

(建設工事請負契約の特例)

第173条 契約検査課長は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の請負契約を締結する場合には、同条第3項に規定する建設業者であるかどうか確認しなければならない。

2 建設工事請負契約については、特別の事情がある場合を除いては、第136条第1項の規定にかかわらず、別記建設工事請負基準約款により契約するものとする。

3 契約検査課長は、建設工事請負契約については、第137条第1号から第6号までに掲げる事項及び別記建設工事請負基準約款に従う旨を記載した契約書を作成し、契約の相手方が確定した日から7日以内に契約書を交換しなければならない。ただし、その価格が130万円を超えない場合には、契約の相手方の工事請書をもって建設工事請負契約書に代えることができる。

(工事費内訳書等)

第174条 契約検査課長は、建設工事請負契約書に添える必要があると認めるときは、契約の相手方に対し、契約の相手方が確定した日から7日以内に工事費内訳書及び工程表を提出させることができる。

第175条 削除

(工事着手時期及び工期の起算)

第176条 建設工事の契約者は、入札の公告又は指名の通知において別に指定をしない場合は、契約締結の日から起算して7日以内に工事に着手しなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由により予定時期までに着手できない場合において契約検査課長の承認を得たときは、この限りでない。

2 建設工事の工事期間は、入札の公告又は指名の通知において指定をしない場合は、契約締結の日から起算する。

(工事着手届)

第177条 建設工事の契約者は、工事に着手したときは、速やかにその旨を課長等に届出しなければならない。ただし、第173条第3項ただし書の規定により契約の相手方の工

事請書をもって建設工事請負契約書に代えた場合は、書面による届出を省略することができる。